

## 静岡文化芸術大学後援会学生自主活動援助金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学後援会が同会則第4条第1号の規定により援助金を給付する制度について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この制度は、本学学生の学生生活や課外活動の充実を図るため、スポーツ・文化活動など課外活動で顕著な成績を修めた、または活躍が期待できる学生の自主活動を奨励することを目的とする。

(対象者)

第3条 この制度の対象は、本学に在籍する学部生及び院生（以下「在学生」という。）並びに本学が認めた団体及びその団体に所属する在学生とする。

(対象の区分)

第4条 この援助金の対象と給付額は次のとおりとする。

対 象	区 分		
	団 体 (5人超)	団 体 (5人以下)	個 人
地方大会等を勝ち抜いて、スポーツ・文化活動における全国大会、またはそれに匹敵するものに出場した場合	100,000円	50,000円	30,000円
その他、後援会長が特に認めた場合	同 上	同 上	同 上

2 団体については、出場登録人数により区分する。

なお、一つの大会において、団体と個人の両部門に出場した場合は、団体の区分を適用する。ただし、同一年度内に団体として既に適用済の場合は、個人として適用する。

3 大学が顧問の同行が必要であると特に認めた場合は、顧問に個人と同額を給付する。

(申請)

第5条 この援助金を申請する在学生又は団体は、静岡文化芸術大学後援会学生自主活動援助金申請書(様式第1号)に次の書類を添えて後援会に提出し、審査を受けなければならない。

- 一 第4条の対象に該当することを確認できる書類
- 二 その他後援会が必要と認める書類

2 同一団体の申請は、一年度1回限りとする。

3 在学生の申請は、一年度1回限りとする。

4 申請は、大会等の終了後1カ月以内に行うものとする。

(交付)

第6条 後援会長は前条の申請があった場合、その内容を審査し、静岡文化芸術大学後援会学生自主活動援助金決定通知書(様式第2号)により援助金を給付する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。